

松阪市産業用地民間開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松阪市産業用地民間開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付目的)

第2条 この要綱は、本市における企業立地及び追加投資を促進することにより、産業の集積及び雇用の機会の確保を図り、もって本市の経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業用地 企業の立地が即時に行えるまでに整備された用地であって、産業の集積、雇用の機会の確保等、本市の経済の活性化に資するための工業団地をいう。
- (2) 開発事業 都市計画法（昭和43年6月15日号外法律第100号）第4条第12項に定める開発行為により、産業用地を開発する事業をいう。
- (3) 民間開発事業者 開発事業を行う民間事業者をいう。
- (4) 支援 補助金の交付をいう。

(支援対象事業)

第4条 支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）は、開発事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 開発面積が5ヘクタール以上であること。ただし、過去に開発行為を行った区域は対象外とする。
 - (2) 松阪市都市計画マスタープランに合致する開発事業であること。
 - (3) 複数の区画を有していること。
 - (4) 工事の着工から3年以内に周辺インフラの管理引継ぎ、帰属及び寄附を含めた産業用地整備工事が完了すること。
 - (5) 補助金の指定に係る申請時点において、開発事業に必要な許認可（開発許可、農地転用許可、農用地区域の除外など）を受けていること。
 - (6) その他市長が必要と認める要件を満たすこと。
- 2 補助金の支援があることを踏まえ、適正かつ妥当な当該土地分譲価格となるよう十分に配慮すること。
 - 3 開発事業の実施に当たり関係法令を遵守するとともに、松阪市開発行為に関する指導要綱（令和2年松阪市告示第14号）に定める事項及び同要綱に

基づく協議において定める事項について、誠意をもって適切に対応すること。
(支援対象事業者)

第5条 支援の対象となる者（以下「支援対象事業者」という。）は、支援対象事業を行う民間開発事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 開発事業に必要な許認可その他の届出等の手続を完了していること。
- (3) 当該民間開発事業者又はその役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業その他支援の対象として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者でないこと。
- (5) その他市長が必要と認める要件を満たす者であること。

(産業用地開発支援事業の指定等)

第6条 支援を受けようとする支援対象事業者は、支援対象事業に係る工事の着工前に当該支援対象事業について産業用地開発支援事業の指定を受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、松阪市産業用地開発支援事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者概要書（本社、主要な事業所及び事業内容が記載されたもの）
- (2) 商業・法人登記簿（履歴事項全部証明書）（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 役員等名簿（非常勤を含む役員、監査役及び支配人並びに営業所の代表者を記載したもの）
- (4) 本社所在地の直近の国税、都道府県民税、市税の納税証明書又は未納がないことの証明書（三重県、松阪市に事業所等がある場合は、直近の三重県税、松阪市税の納税証明書又は未納がないことの証明書（申請日以前3月以内に発行されたものに限る。）を合わせて提出するものとする。）
- (5) 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書の内訳の写し）
- (6) 産業用地の造成等の実績がわかる書類（過去10年間における産業用地の造成及び企業誘致・分譲等の実績（実施箇所、実施規模、分譲状況及び事業の特徴が分かるもの））

- (7) 事業計画書（支援対象事業の実施方針、場所、工程、事業費内訳及び当該支援対象事業について開発許可を受けていることが分かるもの（開発許可書の写し））
 - (8) インフラ整備計画書（インフラの整備場所、工程、工事費内訳及び工事数量が分かるものであって、インフラの図面が添付されたもの）
 - (9) 土地利用計画図（支援対象事業により整備される産業用地、道路、緑地、排水施設等を明記したもの）
 - (10) 支援対象事業に関する用地の公図、現況写真及び土地の登記事項全部証明書
 - (11) 事業収支計画書（支援対象事業の収入及び支出に係る資金計画を明らかにしたもの）
 - (12) 誓約書
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の申請において、2以上の事業者（以下「共同事業者」という。）が一体として支援対象事業を行う場合は、当該共同事業者を一の事業者とみなすことができる。この場合において、当該申請は、当該共同事業者を代表する事業者が行うものとし、前項に掲げる書類に加え、共同事業者構成概要書（共同事業者を構成する団体とその概要を明記したもの）を添えて申請するものとする。また、代表する事業者以外の全ての事業者においても、前項1号から6号に掲げる書類を提出するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、その結果を松阪市産業用地開発支援事業指定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付すことができる。
- 5 市長は、産業用地開発支援事業の指定に関する審査を行う場合には、あらかじめ松阪市産業用地民間開発支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（協定の締結）

第7条 前条第4項の規定による指定を受けた支援対象事業（以下「指定支援事業」という。）を実施する支援対象事業者（以下「指定事業者」という。）は、同項の規定による通知を受けたときは、次に掲げる事項について速やかに市と協議を行い、その内容について協定を締結するものとする。

- (1) 産業用地開発支援事業の工程に関する事項この要綱及び募集要項に定める事項の遵守に関する事項
- (2) 支援対象事業における災害の防止、環境の保全等に関する事項
- (3) 支援対象事業に係る工事における市内企業の活用に関する事項

- (4) 誘致企業に関する事項
 - (5) 産業用地の管理及び分譲に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
- 2 前項の協定は、第12条の規定により指定支援事業の指定が取り消された場合においては、その効力を失う。

(工事の着工)

第8条 指定事業者は、前条の協定の締結後、速やかに支援対象事業に係る工事に着工するものとする。

- 2 指定事業者は、指定支援事業に係る工事に着工したときは、速やかに松阪市産業用地開発支援事業工事着工届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(指定支援事業の変更)

第9条 指定事業者は、指定支援事業の内容を変更しようとするときは、松阪市産業用地開発支援事業変更承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、変更の内容が、各種許認可や工事に関わらない軽微な変更である場合においては、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、その内容を審査し、松阪市産業用地開発支援事業変更承認通知書（様式第5号）により指定事業者に対しその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、指定支援事業の内容の変更に関する審査を行う場合には、あらかじめ審査委員会の意見を聴くものとする。

(指定事業者の報告等)

第10条 指定事業者は、指定支援事業が完了するまでの間、市長から調査又は報告を求められたときは、速やかに応じるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による調査又は報告を求めたときは、必要に応じて指定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善等を求めるものとする。

(指定支援事業に係る開発事業の完了の報告)

第11条 指定事業者は、指定支援事業に係る開発事業が完了したときは、工事の完了公告の日から起算して14日以内に松阪市産業用地開発支援事業工事完了届（様式第6号、以下「工事完了届」という。）に、当該指定支援事業に係る工事の完了公告証明の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(指定支援事業の指定の取消し)

第12条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、産業用地開発支援事業の指定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。
- (2) 産業用地開発支援事業の指定に係る開発事業と異なる事業を行った

とき。

(3) 第5条各号の要件に該当しなくなったとき。

(4) 第10条の規定により求められた措置をとらないとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により指定支援事業の指定を取り消したときは、指定事業者に対し、松阪市産業用地開発支援事業指定取消通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（産業用地民間開発支援事業補助金）

第13条 市長は、指定支援事業に係る開発行為を完了し、第11条に定める工事完了届を提出した指定事業者（以下「完了事業者」という。）に対し、補助金を予算の範囲内で交付することができる。

- 2 補助金は、工事完了届の提出日が属する年度の翌年度から5年間に分割して交付する。また、完了事業者から市長に対し請求書を提出の上、毎年3月に支払うものとする。

- 3 産業用地民間開発支援事業補助金の交付額は、開発面積1ヘクタール当たり2500万円とし、一の産業用地につき5億円を交付上限額とする。

- 4 完了事業者は、産業用地民間開発支援事業補助金の交付を受けようとするときは、インフラの本市への管理引継ぎ及び帰属等の手続の完了以後、松阪市産業用地民間開発支援事業補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事現況写真

(2) 完成写真

(3) 本社所在地の直近の国税、都道府県民税、市税の納税証明書又は未納がないことの証明書（三重県、松阪市に事業所等がある場合は、直近の三重県税、松阪市税の納税証明書又は未納がないことの証明書（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。））を合わせて提出するものとする。

(4) 土地利用平面図

(5) 工事完了後の用地の公図及び土地の登記事項全部証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

- 5 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、産業用地民間開発支援事業補助金の交付を決定し、完了事業者に対し、松阪市産業用地民間開発支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、通知するものとする。また、この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

- 6 産業用地民間開発支援事業補助金の交付決定を受けた完了事業者が、産業

用地民間開発支援事業補助金の交付を請求しようとするときは、松阪市産業用地民間開発支援事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

- 7 市長は、産業用地民間開発支援事業補助金の交付の決定に関する審査を行う場合には、あらかじめ審査委員会の意見を聴くものとする。

（産業用地の用途変更の制限）

第 14 条 この要綱による産業用地民間開発支援事業補助金の交付を受けた完了事業者は、第 11 条に定める工事完了届の提出日から 10 年を経過するまでの間、当該指定支援事業に係る産業用地について、その用途を変更することはできないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 完了事業者が、この要綱による指定支援事業によって開発した産業用地（以下「指定産業用地」という。）を指定事業者等の第三者に譲渡するときは、前項に定める期間内において指定産業用地の用途を変更することのないよう、完了事業者と譲渡を受ける第三者との間で協議することとする。

（補助金の取消し等）

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、完了事業者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- （1）産業用地開発支援事業の指定を取り消したとき。
- （2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）工事完了届の提出日から起算して、10 年以内に用途を変更したとき。
- （4）法令、規則若しくはこの要綱又は市長の指示に違反したとき。
- （5）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（終期等）

第 16 条 この要綱に基づく補助制度の終期は、特別の事情がない限り令和 11 年 3 月 31 日とする。

- 2 前項に規定する終期が到来したときは、市は補助金交付について再検討し、継続又は廃止を決定するものとする。
- 3 目的が達成された事業については、補助の実施期間内であっても補助金の交付を終了するものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。